

第3期医療費適正化計画 P D C A管理様式（2021年度）

1. 目標に関する評価

（1）住民の健康の保持の推進に関する目標

① 特定健康診査の実施率に関する数値目標

2017年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (目標値)
49.6%	51.1%	51.7%	49.7%	※2023年度に 国で公表予定		
目標達成に 必要な数値	—	—	—	—	—	70%
2021年度の 取組・課題	<p>【取組】</p> <p>民間事業者のノウハウを活用し、「対象者の特性に応じた効果的なアプローチができる受診勧奨通知事業」及び、「住民からの専門的な相談に対応する電話窓口を設置し、専門職が健康相談や特定健診等の案内、健診受診を促す取組」を実施した。更に特定健診受診率が低調な市町に対しては、アドバイザーを派遣し、取組が低調な要因の分析や受診率向上策について助言等を行った。</p> <p>特定健診の普及啓発の充実に向け、「心当たりありませんか、メタボリック新種目」をテーマに、ピクトグラムを使用した目に入りやすく親しみやすいデザインのポスターを企画・制作した。また、商工会・商工会議所に対するアンケート調査の結果を商工会・商工会議所と協会けんぽ、市町等の関係者間で共有し、リーフレットの配架など、受診勧奨支援のあり方について検討した。</p>					
	<p>【課題】</p> <p>市町国保ではマンパワー不足等により、課題分析や効果的な受診勧奨が困難な市町もある。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、フードデリバリーサービスやリモートワークの普及などの新しい生活</p>					

	習慣に対する切り口からの普及啓発の検討が必要。
次年度以降の改善について	<p>市町支援として、民間事業者のノウハウを活用し、対象者の特性に応じた効果的なアプローチができる受診勧奨通知、電話相談窓口の設置・電話による受診勧奨に向けた環境の整備を継続し、今後の効果的な事業展開のため、効果検証についても検討する。</p> <p>特定健診受診率が低調な市町に対するアドバイザーの派遣を継続して実施するとともに、実施率向上の取組に係る好事例について情報共有・意見交換を行う。</p> <p>市町保健事業（健診結果説明会等）の充実や特定健診受診率の向上を図るため、市町の事業をサポートできる専門人材の確保、育成に取り組む。</p> <p>新型コロナウィルス感染症による受診控えや新しい生活様式による生活習慣の変化に気付きを促すような広報について検討する。</p>

② 特定保健指導の実施率に関する数値目標

2017 年度 (計画の足下値)	第 3 期計画期間					
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度 (目標値)
16.8%	20.2%	20.1%	20.1%	※2023 年度に 国で公表予定		
目標達成に 必要な数値	—	—	—	—	—	45%
2021 年度の 取組・課題	<p>【取組】</p> <p>特定保健指導実施率が低調な市町に対し、アドバイザーを派遣し、取組が低調な要因の分析や実施率向上策について助言等を行った。</p> <p>録画配信による特定健診・特定保健指導従事者研修会等による人材育成を実施した。</p> <p>保険者協議会を活用し、コロナ禍における ICT を活用した保健指導を実施した保険者からの取組紹介など、好事例の共有を図った。</p> <p>【課題】</p> <p>市町の専門職の人材・マンパワーが不足している。取組が低調な要因分析が困難な市町もある。</p> <p>特定健診・特定保健指導に従事する保健師・看護師・管理栄養士等の専門職においては、健康づくりに関する指針の更新や、人事異動等により特定保健指導に関する基本的な知識を習得する場のニーズが一定あるため、研修等の機会を今後も継続して確保していく必要がある。</p>					
	<p>特定保健指導実施率が低調な市町に対するアドバイザーの派遣を継続して実施するとともに、実施率向上の取組に係る好事例について情報共有・意見交換を行う。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大による特定健診・特定保健指導への影響について、保険者協議会や地域・職域連携協議会にて各団体の現状・課題を共有し、必要な対応策を検討する。</p> <p>特定健診・特定保健指導従事者研修会のオンライン化及び研修内容の充実を図る。</p>					
次年度以降の 改善について						

③ 特定保健指導対象者の減少率に関する数値目標

2017 年度 (計画の足下値)	第 3 期計画期間					
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度 (目標値)
12.9% (2008 年度比)	12.0%	11.7%	8.7%	※2023 年度に 国で公表予定		
目標達成に 必要な数値	—	—	—	—	—	25%以上 (2008 年度比)
2021 年度の 取組・課題	<p>【取組】</p> <p>特定健診・特定保健指導従事者研修会等による人材育成を実施した。</p> <p>健康リスクが高まる働き盛り世代に対する取組支援として「健康づくりチャレンジ企業制度」の登録促進を進め、企業・団体による従業員・職員等の健康づくりの取組を支援した。</p> <hr/> <p>【課題】</p> <p>市町の専門職の人材・マンパワーが不足している。</p> <p>市町国保において、特定保健指導終了者が少なく、途中脱落者が多い。</p>					
次年度以降 改善について	<p>国民健康保険県繰入金を活用し、市町における特定健診受診率向上や健康づくりの取組促進へのインセンティブ強化を行う。</p> <p>市町保健事業（健康相談等）の充実のため、市町の事業をサポートできる専門人材の確保、育成に取り組む。</p> <p>市町国保の途中脱落者対策として、質の高い特定保健指導が提供できるよう事例発表等のプログラムを取り入れるなど、特定健診・特定保健指導従事者研修会の研修内容を充実させる。</p> <p>NDB を用いて、市町別の地域特性の分析が可能な資料作成を行い、オープンデータ化することで、市町における保健施策の策定やポピュレーションアプローチを支援する。</p>					

④ たばこ対策に関する数値目標

2017 年度 (計画の足下値)	第 3 期計画期間					
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度 (目標値)
14.2% (2016 年度)	※ 5 年に 1 回の県調査により把握		12.4%			
目標達成に 必要な数値	—	—	—	—	—	10.0%
2021 年度の 取組・課題	<p>【取組】</p> <p>小・中学生に向けた喫煙防止教育の実施、若年世代向け喫煙防止動画のインターネット動画サイトへの掲載や、喫煙の影響に関するリーフレットを大学生等に配布し、喫煙が健康に及ぼす悪影響について県民に啓発を行った。</p> <p>コロナ禍における受動喫煙対策として、テレワーク、特に在宅勤務時に、ベランダや庭先等での「意図しない受動喫煙」が生じないよう、周囲への配慮を促すチラシを作成するなどの周知啓発を行った。</p> <hr/> <p>【課題】</p> <p>将来において喫煙が習慣化しないよう、特に若年世代に対する啓発を強化する必要がある。</p>					
次年度以降の 改善について	非喫煙者が受動喫煙に遭う機会を減らすため、引き続き、飲食店等への喫煙環境表示の徹底を図るほか、妊婦及びパートナーの喫煙による、母体や胎児への健康影響を啓発する動画及び啓発チラシを作成し、各市町窓口、県内産婦人科、健康サポート薬局等に配布するなどの取組を実施する。					

⑤ 予防接種に関する取組

2021 年度の 取組・課題	<p>【取組】</p> <p>麻しん風しん等の定期予防接種について、関係機関の協力を得て円滑な実施を図るとともに、予防接種による事故防止対策の指導に取り組んだ。</p> <p>小児がん治療での骨髄移植等により、定期接種（A 類疾病）によって獲得した免疫が消失・低下した 20 歳未満の者に対し、定期接種の再接種費用を県と市町で助成した。</p> <hr/> <p>【課題】</p> <p>消失・低下した免疫の獲得は短期間では困難であること、小児がん治療での骨髄移植等を受ける対象者が毎年数名いるため、引き続き上記のような取組を推進する必要がある。</p>
次年度以降の 改善について	小児がん治療での骨髄移植等により、定期接種（A 類疾病）によって獲得した免疫が消失・低下した 20 歳未満の者に対し、免疫を再獲得するため引き続き再接種費用を県と市町で助成する。

⑥ 生活習慣病等の重症化予防の推進に関する数値目標

2017 年度 (計画の足下値)	第 3 期計画期間					
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度 (目標値)
25 市町	39 市町	41 市町	41 市町	41 市町		
目標達成に 必要な数値	—	—	—	—	—	41 市町
2021 年度の 取組・課題		<p>【取組】</p> <p>市町支援として、全市町を対象とした保健師等の専門職研修会を開催するとともに、各健康福祉事務所が主となって圏域における課題・ニーズに応じた研修等を実施するなど、専門職の資質向上に取り組んだ。</p> <p>糖尿病性腎症重症化予防に関する県民の認知度向上を図るため、啓発動画を作成し、街頭大型スクリーンにて放映した。</p> <p>かかりつけ医等の医療関係者の理解促進に向けた研修・啓発を県医師会の協力を得て実施した。</p> <p>事業対象者の抽出や事業評価などの取組を、データに基づいて行えるよう、国保データベース（KDB）補完システムを活用したデータ分析資料を作成し市町へ提供した。</p> <hr/> <p>【課題】</p> <p>県民への更なる啓発と、かかりつけ医等の医療関係者の理解促進、専門医との連携の充実が必要である。</p>				
次年度以降の 改善について		<p>県医師会、県糖尿病対策推進協議会及び県が策定した「兵庫県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の改定内容について、市町や関係機関等に引き続き周知していく。</p> <p>県民への普及啓発の充実と、かかりつけ医等の医療関係者の理解促進や、保険者とかかりつけ医等との連携強化に向けた研修等の取組を進める。</p>				

⑦ その他予防・健康づくりの推進に関する目標

⑦-1 がん検診に関する取組

2021 年度の取組・課題	<p>【取組】 協定企業との連携によるがん検診の受診促進・受診勧奨を行った。 科学的根拠に基づくがん検診の受診や精密検査の受診は、がんの早期発見、早期治療につながるため、職域を含めたがん検診の受診率向上及び精度管理の更なる充実を図った。</p> <p>【課題】 本県のがん検診受診率は依然全国平均を下回っているため、引き続き受診率の向上を図る必要がある。</p>
次年度以降の改善について	国民健康保険県繰入金を活用した市町への財政支援（がん検診事業）を継続し、受診率向上のための取組を促進する。

⑦-2 認知症予防・早期発見に関する取組

2021年度の取組・課題	<p>【取組】</p> <p>市町が実施する特定健診や後期高齢者健診等で兵庫県版認知症チェックシートを活用した認知症予防健診を実施し、確実に医療につなぐ取組を行う市町へ助成する認知症早期受診促進事業を実施した。</p> <p>また、認知症予防健診を実施する市町を拡大するため、県立リハビリテーション西播磨病院認知症疾患医療センターにおいて、2021年度から軽度認知障害（MCI）の支援体制構築モデル事業を実施している。</p> <hr/> <p>【課題】</p> <p>「治らない病気」等のマイナスイメージが根強く、受診行動につながりにくく、早期診断された軽度認知障害（MCI）の方を支援する受け皿がないまま予防健診を進めても、早期発見の効果が得られない等の理由により、市町での認知症予防健診が進んでいない。</p>
次年度以降の改善について	市町や企業等における、働き盛り世代からの認知症への正しい理解の普及と健康づくり、市町における認知症予防健診の促進、早期発見された軽度認知障害（MCI）の方への支援体制構築モデル事業等、認知症への理解促進、予防、早期発見・対応の取組を一体的に推進する。

⑦-3 こころの健康づくりに関する取組

2021年度の取組・課題	<p>【取組】</p> <p>県精神保健福祉センターにおいて、来所、電話等による精神保健福祉相談を実施し、過度のストレス状態にある人を早期発見し、関係機関との連携による支援を行った。</p> <p>「ひょうご・こうべ依存症対策センター」において、依存症に関する相談対応等の支援を実施し、さらに、「ひきこもり総合支援センター」において、ひきこもり状態にある方へ医療福祉面からの支援を実施した。</p> <p>また、働き盛り世代への支援として、事業所に産業カウンセラー等を派遣し、メンタルヘルス研修等を実施した。</p> <hr/> <p>【課題】</p> <p>こころの健康に課題を抱える方は、精神医療・保健・福祉をはじめとした多様な支援を要するため、関係機関との連携を強化し、個別の課題に応じた適切な支援を行う必要がある。</p>
次年度以降の改善について	引き続き関係機関と連携し、こころの健康に課題を抱える方の早期発見・早期対応を図るとともに、関係機関への技術指導や精神保健福祉に関する知識の普及等を行い、県内の精神保健福祉の増進を図る。

⑦-4 運動習慣の定着に関する取組

2021 年度の 取組・課題	【取組】 働き盛り世代への支援として、従業員・職員とその家族の健康づくりに積極的に取組む企業・団体を「健康づくりチャレンジ企業」として登録・支援し、健康リスクが高まる働き盛り世代に対する運動習慣の定着に向け、健康づくり機器等の購入に対し一定額を助成するなど環境整備を図った。
	【課題】 地域特性に応じた運動習慣の定着促進を行う必要がある。
次年度以降の 改善について	特定健診 NDB を活用し、市区町別にメタボリックシンドロームと運動習慣等の見える化を行い、地域特性に応じた取組を推進する。

⑦-5 歯及び口腔の健康づくりに関する取組

2021 年度の取組・課題	<p>【取組】</p> <p>健口寿命から目指す健康寿命の延伸に向けて「県口腔保健支援センター」を中心として、県内の歯科口腔保健の課題を俯瞰的に把握するとともに、地域課題の解決に向け、市町関係者や関係団体と連携を図りながら、生涯にわたる切れ目ない歯科口腔保健事業を総合的に推進している。</p> <p>【2021 年度における具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none">・妊産婦期：妊婦歯科健診の受診率向上のための検討・乳幼児期、学齢期：各種歯科健診結果の集計・分析、市町や関係団体へ結果の還元・情報提供・青年期：大学への歯科健診・歯科保健指導経費補助、大学職員への研修会、普及啓発の実施・成人期：健康づくりチャレンジ企業への事業所歯科健診の助成・高齢期：後期高齢者歯科健診の推進、オーラルフレイル検査実施体制の整備、講演・研修会の開催・配慮を要する者：難病患者、障害者（児）への歯科保健相談、訪問歯科保健指導の実施、要介護高齢者の誤嚥性肺炎予防のための介護関係職員への実態調査及び研修会の開催、フォローアップのための研修・人材育成：歯科衛生士未配置市町における歯科保健体制整備、歯科衛生士の人材確保・養成・運営会議の開催、8020 運動推進員養成研修の実施・基盤整備：歯及び口腔の健康づくり推進部会、圏域協議会の開催 <hr/> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none">・妊産婦期：全市町で妊婦歯科健診が実施されていない（実施：39 市町）、受診率が低迷している（2019：26.4%、2020：25.9%）。・乳幼児期、学齢期：むし歯の有病者について、都市部は少なく郡部は多い傾向にあり地域格差がある。学齢期では歯肉炎が増加している。・青年期：大学では法的に義務づけられた歯科健診がなく、定期的な歯科健診の受診率が低い。また、歯肉に炎症のある大学生は高校 3 年生の時期から約 3 倍多くなっている。・成人期：40 歳以上で歯周疾患が増加している。事業所歯科健診は法的な義務づけがなく、取組が低調。
---------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢期：オーラルフレイル予防対策に取り組んでいる市町数は41市町（100%）に増加したが、栄養士や歯科衛生士と連携したフレイル教室等を実施している市町は16市町（39%）である。 ・配慮を要する者：難病患者、障害者（児）に対応できる歯科医療機関の不足や、本人・家族等が口腔ケアの必要性を理解できていないこと、また身体的なケアが優先となる等の理由から、歯科健診や専門的な口腔ケアが行えていない。 ・人材育成、基盤整備：在宅歯科医療の中での多職種連携や介護予防事業等で活動できる歯科衛生士の人材不足、歯科衛生士未配置市町では多様化する歯科保健課題に十分に対応できていない。
次年度以降の改善について	<p>引き続き上記の取組を推進するとともに、2022年度以降は新たに以下の取組についても実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期・学齢期：教育委員会、学校、保育関係者と連携した健康教育の推進、養育状況に関わらず乳幼児期からの早期の歯と口腔の健康づくりの推進。 ・青年期：大学生自らが、学生の視点、発想、発信力を活かした活動を行うことで、学生の歯科口腔に関する意識の向上と実践定着を図る。 ・成人期：職域での歯科健診の受診促進、口腔機能管理に向けた医療関係者と歯科医療関係者の連携。 ・高齢期：ハイリスク者へのオーラルフレイル改善体制の整備、オーラルフレイル対応歯科診療所の機能強化・連携促進。 ・配慮を要する者：介護者や介護職が行う日常の口腔ケア支援の推進、多職種連携及び地域包括ケア体制の整備、通所施設での口腔ケアの推進、精神障害者への歯科包括ケアシステムの構築。 ・人材育成：市町における歯科口腔保健の体制整備。 ・体制強化：歯及び口腔の健康づくり推進条例の普及啓発、取組みの推進。

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

① 後発医薬品の使用促進に関する数値目標

2017 年度 (計画の足下値)	第 3 期計画期間					
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度 (目標値)
【後発医薬品使用割合】 70.4%	74.8%	77.5%	79.1%	※2023 年 3 月に 国で公表予定		
【差額通知実施保険者割合】 85.8%	89.6%	90.5%	90.5%	92.5%		
目標達成に 必要な数値	【後発医薬品使用割合】 —	—	—	80%以上	80%以上	80%以上
	【差額通知実施保険者数】 —	—	—	県内全保険者	県内全保険者	県内全保険者
2021 年度の 取組・課題	<p>【取組】</p> <p><後発医薬品適正使用></p> <p>2021 年 6 月の閣議決定において、「後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性確保を図りつつ、2023 年度末までに全ての都道府県で 80%以上」とする目標が定められたことを踏まえ、本県も国と同じ数値目標とし、定時的に数値を把握している。</p> <p>目標達成に向け、現状報告、評価、今後の方針を検討会で協議しながら普及啓発等の事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適正使用推進策の協議 <p>学識経験者・県医師会・県歯科医師会・県薬剤師会・卸業者・消費者団体からなる協議体で、進捗状況の把握及び推進策の検討をするとともに、円滑な実施のために各関係団体の協力連携を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○普及・啓発 <p>後発医薬品の使用率の把握のため 2021 年 10 月時点の流通割合を調査し、関係者に情報提供した。</p>					

	<p>○後発医薬品の品質確保</p> <p>厚生労働省の計画に基づき後発医薬品の品質試験を実施した。厚生労働省はこの結果を取りまとめ、定期的に公表等を行っている。</p> <p>＜後発医薬品利用差額通知＞</p> <p>後発医薬品利用差額通知が未実施の健康保険組合に対し、実施している健康保険組合の取組状況を情報提供し、実施に向けた助言を行うとともに、課題等の聴き取りを行った。</p> <hr/> <p>【課題】</p> <p>一部の健康保険組合では、パンフレット、希望シール等により使用促進を図っていることを理由に、後発医薬品利用差額通知を実施していない。</p>
次年度以降の改善について	<p>＜後発医薬品適正使用＞</p> <p>国は、上述のとおり、新たな目標を定めた。このことを踏まえ、引き続き、数値目標の達成に向けて取り組む。</p> <p>2022年度も使用率調査を実施し、品質試験を着実に実施していく。</p> <p>＜後発医薬品利用差額通知＞</p> <p>後発医薬品利用差額通知を未実施の健康保険組合に対し、引き続き、他保険者の取組事例の情報提供等、実施に向けた支援を行う。</p>

② 医薬品の適正使用の推進に関する数値目標

2017 年度 (計画の足下値)	第 3 期計画期間					
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度 (目標値)
16 市町	22 市町	37 市町	41 市町	40 市町		
目標達成に 必要な数値	—	—	—	—	—	41 市町
2021 年度の 取組・課題	<p>【取組】 県において各市町における重複投薬に係る指導の実施方法等を取りまとめ、国保連とも連携し、情報提供等を行った。</p> <p>【課題】 一部の市町で、マンパワー不足等により、重複投与に係る訪問指導が未実施となっている。 多くの市町では医薬品の適正使用に向けた取組が行われているが、更なる取組として重複服薬の疑いがある被保険者に対する訪問服薬指導を進める必要がある。</p>					
次年度以降の 改善について	先進的に訪問服薬指導に取り組む市町の事例を聴き取り、横展開を図る。					

③ その他の医療の効率的な提供の推進に係る目標

③-1 病床の機能分化・連携に関する取組

2021 年度の取組・課題	<p>【取組】 病床機能転換推進補助事業により不足する病床機能（回復期等）への転換を進めた。</p> <p>【課題】 全県的には急性期機能等から回復期機能等への転換は進んでいるが、2025 年必要病床数に対し、6 つの圏域で急性期機能及び慢性期機能は過剰であり、回復期機能が不足している。</p>
次年度以降の改善について	病床の機能分化・連携の一層の推進を図るため、DPC データ等も活用するなど地域医療構想調整会議の議論を活性化することにより、各圏域における機能別病床数の将来必要量の確保に向けた支援を行うとともに、地域全体の医療提供体制のあり方を踏まえ、必要となる医療機関の再編統合等を支援していく。

③-2 地域包括ケアシステムの深化・推進に関する取組

2021 年度の取組・課題	<p>【取組】定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が中重度の要介護者に対して、一定回数以上の訪問看護を提供した場合の助成や、病院・老健施設等向けの研修による啓発等を行った。</p> <p>【課題】定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者や介護支援専門員に介護サービスの内容が十分浸透しておらず、定期巡回サービスを真に必要とする利用者への周知や利用の促進が十分に図れていない。訪問看護事業者との連携が必要なこと、24 時間のオペレーター配置など従事者確保の課題等から介護事業者の参入がなかなか進んでいない。</p>
次年度以降の改善について	引き続き研修等により啓発を行うとともに、専門家派遣による事業所開設支援を実施する。

③- 3 在宅医療・介護サービスの提供体制の確保及び連携の推進に関する取組

2021 年度の 取組・課題	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none">・医療・介護連携に係る担当者の資質向上を図るため、市町職員及び市町の在宅医療・介護連携に係る相談窓口を担う者を対象とした研修の実施や、広域的支援を実施・自宅または特養等において、人生の最終段階までできるだけその人らしく過ごせるよう、県民向けフォーラムや医療・介護の専門職を対象とした研修を実施する県医師会及び兵庫県老人福祉事業協会による取組を支援・県医師会による兵庫県下の在宅医療及び介護を支援する取組を支援・在宅医療における、多職種連携を促進するため、以下の内容を実施<ul style="list-style-type: none">①多職種間の相互理解・ネットワーク構築を促進するため、事例検討会等の開催を支援②多職種間の連携体制を構築するため、ICT システムの導入支援を実施 <p>【課題】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、引き続き入退院の連携が困難な状況になっているため、コロナ禍における連携体制の構築が課題である。</p>
次年度以降の 改善について	県医師会と連携しながら、ICT を活用した在宅医療と介護の連携を推進していくとともに、市町職員研修等による広域的な支援を推進する。

2. 保険者等、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する評価

2021年度の取組	<p>保険者協議会は、県内医療保険者及び県医師会等の医療関係団体が構成員となって、医療保険加入者の健康増進と医療費適正化について保険者横断的に同じ意識を持って共同で取り組むことを目的に、各種事業を実施した。</p> <p>【保険者協議会の事業】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 講演会・事例発表会の開催<ul style="list-style-type: none">・講演：県薬剤師会による「かかりつけ薬剤師・薬局の取り組み」・事例発表：特定健診・特定保健指導の実施率向上に関する県内医療保険者の好事例の発表・共有○ 県内医療保険者の担当者が情報交流等をする機会の創出<ul style="list-style-type: none">・各医療保険者が実施する研修に可能な範囲で相互に参加できる仕組みを構築・実施○ ホームページの活用による情報提供・情報発信<ul style="list-style-type: none">・事業運営等に関する情報や、集合契約の締結に必要な情報等の発信 <p>【その他の事業】</p> <p>県が、国から提供された NDB の集計データ（2019年度診療分）を基に統計分析資料を作成し、保険者協議会等で共有した。</p>
次年度以降の改善について	「特定健診・特定保健指導の実施率向上に関する取組」、「後発医薬品の使用促進に関する取組」、「糖尿病等の重症化予防の取組」といった医療保険者共通のテーマを念頭に、県内医療保険者と医療関係団体がより一層連携し、事業を企画・実施する。